

「女性トップマネジメント養成セミナー」及び「受講修了生フォローアップ」業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

制 定 令和2年1月24日 政男女第506号

(趣旨)

第1条 「女性トップマネジメント養成セミナー」及び「受講修了生フォローアップ」業務委託について、横浜市政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 女性トップマネジメント養成セミナー及び受講修了生フォローアップ業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) セミナー及びフォローアップの実施方針
- (2) プログラム案
- (3) 実施体制
- (4) コーディネーター及び予定講師の経歴等
- (5) 受講生の募集方法
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 研修目的に対する合致度
- (2) 研修の企画内容

- (3) 研修の実施体制
 - (4) 受講生の募集方法
 - (5) 企業の部長級の社員を対象としたマネジメントに関する研修業務の実績
- 2 前項に加え、次の各号に掲げる事項を評価に加算する。
- (1) ワークライフバランスに関する取組
 - (2) 障害者雇用に関する取組
- 3 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 4 いずれかの評価項目（加算項目は除く）の評価点が0点となった者、または評価点の合計が49点以下の者（最低基準は50点）は失格とする。
- 5 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価点が高い者を特定する。評価点と同点の場合は、評価委員会にて採択を行い、当該業務にもっとも適した者を特定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 総務課長
- 副委員長 共創推進課担当係長
- 委員 男女共同参画推進課長、総務局人材開発課担当係長、
経済局経営・創業支援課担当係長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 欠席した委員の評価は集計には含めない。
- 6 委員長は、評価結果を政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 7 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと

- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年1月24日から施行する。